また、上記(a)及び(b)の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(b)「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

２）従事期間　上記１）の工事に従事した期間が、工事の全工期（準備・後片付け期間は除く）の１／２以上、または、365日以上に従事していること。

(ｲ)　専任補助者を配置する場合の(ｱ)に代わる施工経験（代要件）専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記(ｱ)に代わる施工経験（代要件）は、工事種別が上記２(2)に示す「一般土木工事」とする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤　単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。

特定建設工事共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。各構成員の技術者が上記①及び②、又は上記①並びに②(ｱ)１）(a)及び(c)の要件を満たしていること。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、うち１人が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

(9)　申請書及び確認資料の提出期限の日から優先交渉権者選定通知の日までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年建設省厚第91号）に基づく指名停止又は局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けていないこと。

(10)　技術提案にあたっては、建設工事の設計図書及び図面等を参考として、適切な提案を立案し、その内容を示した資料「(別記様式４）技術提案書」を提出すること。なお、資料の記載内容が適正でない（未記載を含む。）場合は非選定とする。

(11)　本案件に特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体（甲型）として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。（事業協同組合についても同様とする。）

(12)　上記１に示した本建設工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(13)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(14)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(15)　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、(1)及び(9)の要件を満たしていること。

３　優先交渉権者に関する事項

(1)　評価項目　本案件は、評価項目毎に評価を行い、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する方式である。

１）技術提案に関する評価

指定テーマ①：設計業務に関する提案

指定テーマ②：主たる事業課題に対する提案能力

指定テーマ③：主たる事業課題に対する提案能力

指定テーマ④：工事における品質確保

２）賃上げの実施に関する評価

３）ワーク・ライフ・バランスの推進制度の認定に関する評価

(2)　優先交渉権者の選定　合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(3)　合計点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　合計点が最も高い者が複数いる場合は、下記１）から３）までの順で優先交渉権者を選定するものとする。

１）技術提案指定テーマ②の点数が高い者

２）技術提案指定テーマ③の点数が高い者

３）東北地方整備局における一般土木工事の有資格者名簿の上位者

なお、３）について共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

４　入札手続き等

(1)　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171(代)　内線2526

(2)　説明書の交付期間及び方法　説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、別表１①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

(3)　申請書、確認資料及び技術提案書の提出期間、場所及び方法　申請書及び確認資料は、別表１②に示す期間までに、技術提案書は、別表１③に示す期日までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様）により提出することもできる。

５　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　契約保証金

①　設計業務　免除

②　建設工事　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3)　配置予定技術者の確認　優先交渉権者選定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下、「ＣＯＲＩＮＳ」という。）等により配置技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書、確認資料及び技術提案の差し替えは認められない。

(4)　契約後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。

(5)　契約書作成の要否　要。

(6)　本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

(7)　関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。